

公訴時効についての意見

2009/11/25

被害者と司法を考える会

代表 ○○○○

1) 公訴時効の延長ないし廃止についての意見

A) 凶悪重大事件についての公訴時効については 2005 年に延長になったばかりであり、その効果も確認できる時期に来ていない。従って凶悪重大事件については現在のままで良いと考える。しかし生命犯やそれに準じる被害を受けた場合の公訴時効は現状よりも長い期間をかけて捜査をし、被害回復にも一定の期待が持てる 10 年程度の公訴時効が望ましいのではないかと考えている。

被害者が置かれている苦境を単にそのまま延長するような法改正は被害者が更に回復困難な状況に追い込まれる事がある事を充分理解して頂きたい。

私の被害経験でも息子が亡くなったのは業務上過失致死罪と道路交通法違反（救護義務違反）であるが一旦不起訴処分となった後に再捜査を求めた活動は困難を極めた。通夜、告別式に来られた 1500 名あまりの名簿から目撃者はいないかと探し始め、毎日現場に立って通行人や信号待ちの車に目撃者を捜すビラを配った。再捜査の要請や検察審査会への申し立てをしたのだが、一度決まった決定は重く 24 万人もの賛同署名を持ってもなかなか刑事裁判は開かれなかった。

ようやく不起訴処分が見直されて、その後業務上過失致死罪では起訴をされたが道路交通法の救護義務違反は起訴されなかった。刑事裁判が開かれてみると被告側は一旦不起訴処分としたのだからという理由でとほとんど全ての証拠を不同意とした。さらには、ようやくの思いで見つけ出した目撃証人についても、被害者がお金で目撃者を買収したのではないかといった疑いも受け、道路交通法違反ではとうとう最後まで起訴されなかった。そのような意味では公訴時効については色々な思いがあった。

裁判は長く約一年かかった。それで息子の名誉は回復されたが、それと引き替

えに失った時間や国や社会への信頼損失もまた大変大きなものであった。

そのような経験を活かし、被害者支援を始めたが、その中に何例か長期捜査事件がある。

当時は未解決事件と呼ぶ人もいたが、それでは事件解決がされないという烙印を押されたのと同じだという思いを込めて、これは捜査が長期間継続している状態と捉え直して私たちは長期捜査事件と呼ぶようにした。

そのような経験を踏まえて、被害者遺族が事件の真実を知りたいと望み、それが叶えられない苦しみは痛いほど良くわかっていると考えている。優秀な警察官を述べ何万人と捜査員に投入しても被疑者を検挙することができないという状態に陥っているのはどのような理由によるものかわからないが想像以上の困難な事柄が横たわっていると推測する。

長期捜査事件の「被害者・遺族を支援する会」を立ち上げてみて最も神経を使ったのが世論のなかにある被害者にも落ち度があったのではないかといった誤った見方を変えることだった。そのため被害者の失った名誉を回復し、ご遺族の被害回復を願う為に、現場近くやターミナル駅の街頭で目撃者捜しのビラを配り、ホームページを作り、情報提供者を捜してあちこちへ出かけて実際に会って話を聞いて歩いて、その情報は提供された方の同意を頂き警察にも届けた。現在でも情報収集活動を行っているが、同じ事件の被害者遺族でありながら長期捜査に耐えることができず、精神的にひどく傷ついて疲れ切ってしまった方やご自分の幸せを実現する為に犯人検挙の為に協力を敢えて差し控えられた方も多数おられる。このような経験から申し上げられるのは、遺族の価値観や目標は決してひとつではなく、回復に支障となるような負担を軽減するように制度面において被害者の心情への配慮が行き渡るように工夫することが必要であると考えている。

被害者遺族は様々なところで自らを回復する為の分岐点を求める。たとえば対のような事柄が分岐点となることである。

これまで多くの友達に恵まれて幸せな人生であった。

せめて多くの人達に見送られる別れができた。

遺体が綺麗で再び命が蘇るような印象だった。

加害者に誠意を感じた。

国が被害を受けた当事者の事を重く扱ってくれた。

同じような被害者を出さない為に役に立った。

加害者が罰を受ける事で救われた。

支援者に救われた。

このような物語を心に描いて被害者遺族はともに倒れ込まないように回復する分岐点を何とか見つけるのである。

さらに言えば分岐点までの時間が長いほど受け止める為の猶予とか気持ちのゆとりが得られるという見方もある。これが公訴時効の期間ではないかと考える。

しかしながら、残された被害者遺族にも人生がありその後の生き方を考えるならば国も本人の努力を支えて、それぞれの立場から心血を注ぐことで回復は早ければ更に良いとも考えるが、裁判や審判の期日が被害者の心情によって決められる訳ではないのである程度心の整理がついてからという事になる。

そういった事も含めて、事件の解決とか事件処理というものが、必ずしも被害者にとっての問題解決と一致するとは思えない。まして被疑者逮捕は単なる入り口であり、その先には、刑事裁判を始めとして、さらにいっそう難しい様々な課題があり、要するに、被疑者逮捕はその入り口にたどり着いただけであって、事件解決では決してないと考えている。

さて公訴時効が設けられている主な理由には以下のような項目があるとされている。

- ① 時の経過とともに証拠が散逸してしまい起訴して正しい裁判を行うことが困難になる
- ② 時の経過とともに、被害者を含め社会一般の処罰感情等が希薄化する
- ③ 犯罪後、犯人が処罰されることなく日時が経過した場合には、そのような事実上の状態が継続していることを尊重すべき

①については現実的に見て人の記憶が断片的になる事はよくわかるので妥当性がある内容と思うが②、③についてはただちに理解する事ができない。被害者の悲しみは多様であり、同じ被害者でも感情の揺れが大きくなる事もある。しかし今後被害者支援が拡充されることにより、公訴時効を延長ないし廃止しなくとも多くの問題が解決できると考える。その為の施策は別段で述べる。

B) 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

すでに時効が完成してしまった事件に、公訴時効を延長しあるいはこれを廃止する新法を適用すべきではないことについては、異論を見ないであろう。それと同じように、仮に新法をつくると、その施行前に行われた犯罪に新法を適用して、公訴時効の完成を遅らせることは、新法の遡及適用にあたり、そのような遡及適用は断固すべきでない。法治主義では当たり前のことである。また、

憲法第39条は、明文で遡及処罰の禁止を規定しているが、その趣旨は、公訴時効は例外であって遡及適用して良いとも、憲法39条の適用外であって遡及適用しても妨げないとも定めていないことに注視すべきである。

実質的に考えても、遡及適用が認められることになると、別の事件の被害者遺族で、刑事裁判の結果に満足が行かない被害者が、どのような不安な状況に陥るか想像がつかない。

c) その他DNA型情報等により被告人を特定して起訴できる制度、検察官の請求で公訴時効を停止（延長）する制度についても導入すべきではないと考えている。

2) 長期捜査事件の被害者問題

数年前に重大凶悪事件についての公訴時効が大幅延長されたが、延長された事による検挙率の変化について詳しく検証する必要がある。被害者としては、加害者が検挙され事件が明らかになることが被害から立ち直るという期待感を感じる意味でも重要な事ではあるが、相当長い捜査期間を経ても検挙できなかった事件の場合、公訴時効が延長された期間に検挙され、実際に起訴される比率はどれほどであるのか、仮に起訴されることがあっても実際に有罪となるのかどうかという点の検証について大きな課題が残されている。これは被害者にとっても予想も付かない大変に大きな負担となっていくことは間違いがない。

控訴時効が長い重大凶悪な事件について、一定の期間が経った後で、いったん区切りをつけ、その段階で捜査関係者が加害者を検挙できなかったことを認めて、被害者や一般市民に対して、それまでの捜査に関わる方針や集まった情報を開示し中間総括の手続きを公開で行う事を急務として導入すべきである。

その中間総括を通じて逆に捜査に対する信頼を深めるような捜査視点の見直しを行って欲しいと考えている。例を挙げると長期間の捜査に至っている事件を各都道府県警から警察庁直轄事件として担当部署を変え、広範囲の捜査を実施するなど、これまでとは異なる視点に立って捜査を見直す事で現行の公訴時効制度の期間中に未解決で終わることのないような捜査面での改革が望まれる。

また、現実には捜査に投入できる人材にも限りがある事を理解した上で、重大凶悪事件の捜査が長期化すれば他の事件捜査に影響がないとは断言できないと

考えている。一部の事件解決に過大な数の警察官を投入することで別の事件で被害を受けた人への捜査影響があり、そこで多くの被害者が苦しむよう事があってはならない。どのような事件でも、被害者の悲しみは同じであるという観点を忘れないで頂きたい。

長期捜査事件の被害者遺族がどうして公訴時効を延長ないし廃止を求めるかという点については長期間不安な環境に置かれ日々事件からの恐怖感、将来への希望が見えない事などの不安感情に加えて社会や市民から忘れ去られてしまう事への不条理感が強くなるものと理解している。

どのような事件の被害者でも将来への不安感を感じない事は無いと考えるが、一定の期間で区切って周囲や地域社会が回復を支援する体制を支えている事が効果を上げていると考えている。近年犯罪被害者等保護法、同基本法や基本計画が出来てからは目覚ましい進歩がある。

従って、今後は捜査終結が事件解決とは考えない被害者支援も更に充実していく必要があり、長期捜査事件や冤罪事件、無罪事件の被害や既決事件の被害者など、その存在をあまり深く考えてこなかった国の被害者支援体制を改めて見直す必要があるように思う。

3) 公訴時効制度に関連する論点について

公訴時効が設けられている理由のうち、長期間の逃亡で加害者が社会内で実質的に処罰されているという意見や被害者感情が薄らぐという理由については被害者側として充分納得できない部分もあるが、刑事裁判の立証に必要な証拠が揃わなくなるという点は理解できる。凶悪・重大犯罪の公訴時効の廃止ないし公訴時効期間の延長をする意見に反対として以下の考え方を示す。

長期捜査事件の被害者について

被害者、とりわけ遺族は刑事裁判の行く末についてとりわけ深い関心を持って期待している。刑事捜査中には様々な負担を被害者遺族が受けるが捜査が長期に及ぶと、その負担は一般市民の想像を遙かに超える辛さを感じるものである。

このような被害者の回復へ向けた具体的な解決策を見いだすことなく、長期間にわたる捜査期間が公訴時効の延長ないし廃止により長期間続くことは被害者遺族としての苦しみや悲しみが軽減される事はなく、むしろ延長された分、今

までの捜査期間に加えて、更に延長になった時間分だけ辛い時間が延びる分、負担も重くなると考える。

現実的にこのような状況に耐えきれず、刑事司法や社会に失望してしまう被害者遺族も数多くいる。被害者はその経験を背負ったが故に日々の生活の中で幸福感の再構築が難しい事による悪影響が大きいとされているが、被害者遺族が刑事司法の推移だけに期待感を持っているというのは誤解がある。

あまりにも長くいつまで続くか想像がつかない事件捜査の期間の負担も重くなると被害者遺族もその自己犠牲の上に更に犠牲を重ねる大きな負担となっている。

そのような経緯が続くと自らの決定で捜査が続く事が負担だと口に出して言い出しにくくなり、そのような考えを持っても良いという支援者も少なくなってくる。

被害者が受けた苦しみや悲しみを軽減させるのが国の被害者支援についての基本的な考えだと理解するが、悲しい苦しい期間を更に延長させることで被害者遺族が心から良かったと喜べるものかどうかを考えて欲しい。

一義的には被疑者を検挙して刑事裁判にかけ、被告に刑事責任を追わせる事で社会的には事件から回復へとステップが進む。被害者は被疑者検挙に協力をし、刑事裁判を経ても根本的な悲しみが消えることはない。だからこそ捜査継続中の時点から被害回復へ向けたアプローチを続ける必要がある。

いずれにせよ 2005 年に法改正が行われた結果、死刑相当の罪についての公訴時効は 25 年、無期懲役・禁固相当が 15 年となったが、同時に被害者支援も以前とは隔絶の感がある。もし仮に公訴時効が延長ないし撤廃となった場合、長期事件を対象とした被害者支援体制の問題も考えなければならない。

犯罪被害者支援も現在では様々なかたちで行われているが、この先支援対象者は無限に増えていく可能性がある。これは他の支援を求めている被害者への負担や支援者や支援組織の崩壊にも繋がる問題である。

もともと一般の犯罪捜査にかかった費用明細について具体的に説明しようという慣例がなかったが最近の社会状況下においては捜査の内容や公費の使われ方についても関心を持つ市民が増えて来ており、実際に行われている情報公開請求ではこのような市民の求めに応じてかなり細かな行政文書が開示されてきている。凶悪、重大な捜査費用の支出明細についても今後詳しい説明を求められ

る時代がやってくるかもしれない、被疑者を検挙する見通しの立たない捜査や被害者支援を合理化して必要な他の犯罪捜査や被害者支援に振り向けるべきという考え方が出てくる可能性もある。

4) 問題解決に向けた提案

A) 中間総括

長期間にわたる捜査事件の被害者に対しては一定の期間ごとに捜査内容を説明し、意見を聞き、可能な施策を施す中間総括の開示説明をすることで相当数の被害者遺族が捜査に対する不満を解消することが可能となる。

また、同時支援目標が明確になる事で支援者の負担が軽減され、地域社会の不安も相当解消され则认为る。

更に長期にわたり捜査を続ける場合には、現在都道府県ごとにわかれている捜査態勢を見直し、警察庁直轄の捜査態勢を組み、新たな捜査をすることで96.5%と言われる殺人事件の検挙率（平成19年度）を更に向上させる目標を設定する事で地域社会の不安を軽減し、結果として被害者遺族の期待に応えられる。

過去において、犯罪捜査の結果が出ない事についての責任が曖昧になっていた部分が被害者への不安感や不条理感を強まらせていたが、中間総括でこれらの問題点を一旦総括整理する事で捜査をより公平、効果的に投入して行政としての責任を取ることが可能となる。

また、捜査を尽くしたものの被疑者の検挙に至らず、時効を迎えてしまった事件についても最終的な結論を公開する仕組みを是非とも導入するべきである。

例えば、刑事裁判のような形式で、検事は公訴時効が成立し不起訴となる理由として、捜査が至らなかった責任を認め被害者も含めた国民に謝罪する。国が不起訴を認めその事件を将来にわたって検証できるような手続きを創設し、被害者もその手続きを傍聴することで一定の達成感を感じるような場面を是非とも作るべきである。

最近では千葉県英国人女性殺害事件の捜査で被疑者の死体遺棄容疑での

時効が目前に迫った為に報道や市民の関心が集まった。警察も捜査中途でありながら情報公開について前向きになり、それに応えるようにこの国の正義が実現される為に自分たちでできる協力をしようと多くの市民が目撃証言を寄せた事が容疑者検挙へと繋がった良い例ではないかと考えている。

B) 法改正の課題

重大、凶悪事件に比べて比較的刑期が軽いとされている事件の公訴時効はまだ短いという印象が強く、同じ被害者遺族でありながら不条理感を強く感じる事が多い。

凶悪、重大とされる事件の公訴時効期間は現状で十分な捜査の時間があるが、一方で生命が失われたり被害者が大きく傷ついた事件の捜査期間については現在の公訴時効期間では不十分という声も多く、このような事件の公訴時効は見直す必要があるのではないかと考える。

被害者や被害者遺族の中には公訴時効に関係無く継続して捜査を希望する人もいる事は理解している。

しかしながら、たとえば同じ事件で被害を受けた人の遺族の中にも、刑事手続きでの問題解決について否定的な見方をする人も数多くいる。被疑者の検挙を強く望む遺族もいるなかで、自らの人生を犠牲にして刑事捜査中心に問題解決の結論を追い求める事に脈路を見いだせず、個々の幸福実現の為に、捜査継続に否定的な意見も複数あるのである。

長期捜査の結果、被害者のみならず多くの市民の精神的経済的負担が増す事が予想されるが、今後、捜査の問題について「重大事件捜査検証委員会」のような第三の視点を借りるような方法も是非とも導入を検討すべき時期にあると思われる。

法の不遡及の論点については既に色々な考え方があることは承知しているが、被害者問題で法の不遡及に触れると過去の事件捜査や裁判に充分納得していない被害者、また被告側にもかなりの数存在することを考えると、今の段階で法の不遡及原則に及ぶことは様々な問題がある。

被害者・遺族がその悲しみを受け止めるのに時間がかかり、被害事実を受け

止め、心に整理を付ける為の結論を日々受け止めがたい気持ちは理解できるが、被害者は年単位で回復が進むと理解しており、例えば凶悪事件相当の公訴時効である 25 年経ってなお結論を出せないとは考えてられない。その為に必要な長期捜査事件被害者の支援について社会全体で取り組むべき時期に来ていると考えている。

C) 考えられる方策について

① 廃止の場合

長期間事件当初の捜査態勢を維持できる筈もなく、放置される事件が多発する結果が増える事になる為、更に被害者の悲しみは増すばかりである。また国家が何かの思惑を持って公判請求時期を決定できるという不安感も残る。

そうならないように、一定の期間を区切って中間総括を行い、捜査にかかった費用や捜査内容を公開したうえ、被疑者を逮捕できなかった責任を捜査関係者全員が取るべきである。

そのうえで、捜査担当を所轄している都道府県単位の警察から警察庁へ移管し、総合的な視野で再捜査をすべきである。

② 延長の場合

被害者から見ると事件の種類や大きさによって差別されることが問題である。

長期間の逃亡で加害者が既に処罰されているかどうかは被害者からは判断ができず、被害感情が薄らぐかどうかも現時点ではわからない。現在の公訴時効まで（凶悪事件の場合）の 25 年後までには一定の区切りが付く被害者の方が多いと思う。明らかなのは、同じ事件でも被害者間の意見差がより明確になる事だと思う。水に流すとは言えないが、25 年という時間は別の価値観を持って生きていく事も十分に可能になってくるだけの歳月は重ねていると思う。

事件ごとの格差という点ではむしろ時効までの期間が短い事件ほど公訴時効への不満感が強く、こちらの時効期間はもっと長期にすべきである。

② 犯人逮捕できなくても、DNA 情報で起訴する制度の場合

DNA 鑑定はまだ実績が乏しく、その扱い方や証拠収集方法も含めてまだ問題が多いと考えている。仮に被疑者が少年や外国人の場合も予想され、DNA 情報で起訴をする事で司法全体の信頼性が疑われる場合も増えてくると予想されるので

DNA 情報のみで起訴をする制度については反対である。

③ 検察官が事件を選んで時効停止を請求する制度の場合

検事は起訴した後に公判が維持できるかどうかも事前に判っている筈であり、被害者側から見ると検察官に選ばれない事件の被害者の存在を考慮すると公平ではないという印象を受ける。現在の捜査人員や費用予算や運用について情報公開を進めてこのような不公平感が起きないように説明責任を果たすべきである。従ってこの制度については反対である。

D) 対象犯罪の範囲について

どのような事件にせよ初動捜査が大切な事は疑いようが無い。

公訴時効を仮に延長した場合でも、捜査によって市民が支払う負担は軽い方が好ましい。

従って事件により対象範囲を区切る事は社会全体の公平性を保つ意味でも良いことではない。被害者のダメージは大きく比較的公訴時効の短いとされる事件、たとえば自動車運転過失致死罪の公訴時効は 5 年である。以前より長くなったというものの同じ生命犯でありながら、重大凶悪事件は 25 年、片や 5 年と 5 倍もあるのは同じ生命に関わる事件として公平とは考えにくい。

故意犯と過失犯では大きな違いがあるのは理解できるが、せめて生命を失う被害やそれに準じる被害を受けたならば、回復に要する時間を考えると 10 年ほどはかかるのではないかと思う。それだけ時間をかけて十分な捜査を行い、冤罪の危険性も少なくできるような捜査期間として 10 年を公訴時効にしたかどうかと考えている。

E) 遡及適用について

法の不遡及（ふそきゅう）の原則は、公平な手続きを信頼する基本である。この原則を否定することは単なる公訴時効の延長撤廃の問題に留まらず、様々な面で社会への信頼が薄らぐ結果となり到底賛成できない。

被害者が被害事実から回復する為には様々な要素があるが、その一つが時間である。被害者にとって現在の公訴時効期限では納得するに時間が足りないと主張される場合もあるかもしれないが、被害者の中にはその間、事件について何か知っている事はないか、いつ警察から事情を聞かれるのではないか、ある日

突然事件の誘発原因が被害者にもあると言われるのではないかという不安感に耐えてきた人もおられる。

長期間の捜査で疲労した結果、次第に刑事捜査に期待が持てなくなり日々の日常生活が落ち着いてきたところに、再び控訴期間の延長ないし撤廃となるのは、まさにマラソンランナーがゴール近くで突然競技する距離が延長になったと告げられるようなものであり被害者の心情を弄ぶような制度見直しは大変に危険である。

法の不遡及の原則の否定は、パンドラの箱を開けるような危険をはらんでいる。例えば事件当時の法律で決まっていた量刑の上限が、裁判後に法改正により引き上げられている場合、もしも仮に今回法の不遡及の原則を覆すことになると、既に既決となった事件の被害者の多くも不満を覚えるに違いない。

刑事裁判は様々な力のバランスが交差するポイントで、その原則の一つが揺らぐ不安は大変大きなものである。従って他の意見項目についてはともかく、法の不遡及については決して方針を変えてはならないと思う。

刑事裁判は被疑者被告人の刑事的な処分を決める手続きである。

被害者が被害者としての悲しみを受け止め、回復へ向かう道はなだらかではないが、国や市民がそれぞれの被害者にある悲しみを理解し二度と同じような悲しみを持つ被害者を出さない誓いを建てる事、その回復に必要な支援や手続きを誰もが公平に享受できる事が大切なのではないかと考えている。

従って安易な控訴時効の延長、ないし廃止、また不遡及の原則を崩すような法改正には反対をしたい。

被害者遺族と時効の問題

